

埼玉県国民健康保険審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県国民健康保険審査会(以下「審査会」という。)の運営に関する事項については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)、行政不服審査法施行規則(平成28年総務省令第5号)及び埼玉県国民健康保険審査会会議規則(昭和43年6月20日制定。以下「会議規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(会長)

第2条 審査会の会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会長の専決事項)

第3条 会長の専決することができる事項は、別表に掲げるとおりとする。

2 会長は、前項の規定による専決を行ったときは、遅滞なく審査会の委員に通知するものとする。

(代決)

第4条 会長の専決事項について、会長に事故があるときは、国保法第95条第2項の規定に基づき選挙された者(以下「会長代行」という。)が、代決することができる。

2 会長代行は、前項の規定による代決を行ったときは、遅滞なく審査会の委員に通知するものとする。

(招集)

第5条 審査会は会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、会長代行(会長代行に事故があるときは、第7条第2項に規定する幹事)が招集する。

2 招集の通知は、開会日の5日前までに行う。ただし、急を要する事項のあるときは、この限りではない。

(審査会の会議等)

第6条 審査会の委員は、次の各号に該当する場合は、職務の執行から除斥される。

- 一 審査請求人であるとき。
- 二 審査請求人の親族であるとき、またはあつたとき。
- 三 審査請求人の代理人であるとき。
- 四 当該処分を行った保険者を代表する委員であるとき。

2 審査会の会議は、会議規則により執り行い、次の各号を記載した会議録を調製する。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名及び代表区分

三 出席した当事者、代理人、利害関係人及び参考人の氏名及び職業並びに地方公共団体職員
の氏名及び職名

四 議事の内容

五 裁決となった事項及び賛否の数

六 その他必要な事項

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、埼玉県保健医療部国保医療課が行う。

2 審査会の庶務を行うにあたり、幹事及び書記を置き、幹事は書記を指揮して、審査会に関する庶務を統括するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

事務の種類	会長専決事項
事件の移送に関する事務	国保法第98条第2項の規定により、事件を移送し、その旨を審査請求人に通知すること。
保険者に対する通知に関する事務	国保法第100条の規定により、審査請求がされたとき（法第23条の規定により、補正を命じた場合にあっては補正されたとき。以下同じ。）に、原処分をした市町村、国民健康保険組合及びその他の利害関係人（審査会の委員を含む。）に通知すること。
審査のための処分に関する事務	国保法第101条第1項の規定により、審査請求人又は関係人に対して報告又は意見を求めること。
総代の互選に関する事務	法第11条第2項の規定により、総代の互選を命じること。
審査請求書の補正に関する事務	法第23条の規定により、相当の期間を定め、その期間内に審査請求書の不備を補正すべきことを命じること。
審査請求の却下	法第24条又は法第45条第1項の規定により、審査請求を却下すること。

<p>に関する事務</p>	
<p>弁明書等に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法第29条第2項の規定により、処分庁に弁明書の提出を求めること。 2 法第29条第5項の規定により、弁明書を審査請求人及び参加人に送付すること。 3 法第30条第1項の規定により、反論書（同条第2項に規定する意見書を含む。）を提出すべき期間を定めること。 4 法第30条第3項の規定により、反論書を参加人及び処分庁に、意見書を審査請求人及び処分庁に、それぞれ送付すること。 5 審査請求人又は参加人から提出書類等の閲覧又は写しの交付の求めがあったときに、その可否の決定、審査請求人又は参加人への通知及び閲覧又は写しの交付の実施をすること。
<p>口頭意見陳述に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人の申立てがあったときに、口頭意見陳述の実施の可否を決定すること。 2 法第9条の第4項の規定により、埼玉県国民健康保険審査会事務局職員に、口頭意見陳述の聴取等をさせること。 3 法第31条第2項の規定により、口頭意見陳述の期日及び場所を指定し、審理関係人を招集すること。
<p>委員への通知等に関する事務</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求が取り下げられたときにその旨を審査会の委員及び処分庁に通知すること。 2 審査請求がされたとき、審査請求が取り下げられたとき及び審査請求を裁決したときにその旨を国に報告すること。